

提案書評価基準

1 評価事項

評価事項及び各評価項目の視点は、表1のとおりとする。

2 評価方法

(1) 業務実施能力等、業務実施方針等、その他、ワークライフバランスに関する取組

ア 各評価項目について、A、B、C、D、Eの最大5段階評価を行う。

イ 評価点については、配点にA=10/10、B=8/10、C=5/10、D=2/10、E=0/10を乗じて算出する。

例えば、表1において配点10点の項目の場合、

評価がAであれば評価点は $10 \times 10/10 = 10$ 点

評価がBであれば評価点は $10 \times 8/10 = 8$ 点

評価がCであれば評価点は $10 \times 5/10 = 5$ 点

評価がDであれば評価点は $10 \times 2/10 = 2$ 点

評価がEであれば評価点は $10 \times 0/10 = 0$ 点

ウ 評価の考え方

表1のとおりとする。

エ 類似の実績とは、以下の業務とする。

平成25年度以降に完了した業務で、まちづくり構想・方針・ビジョンの策定や法定再開発事業等の都市計画事業に係る業務で、応募者が本業務と類似する実績と判断するもの。元請けとしての受注実績を対象とし、再委託による業務の実績は認めない。最新の実績を優先する。

(2) 評価に関する注意事項

ア 「業務実施能力等（過去の業務実績等、支援体制（社外）」、「ワークライフバランスに関する取組」については、1者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。

イ 「業務実施能力等（人員体制）」、「業務実施方針等」及び「その他」については、1者ごとに各評価委員が評価を行う。

ウ 上記ア及びイの合計点数を全員分集計し、その「合計点」を当該提案者の評価結果とする。

エ 評価点は、評価委員1名につき満点で112点とし、評価委員全員の合計で1232点で満点とする。

オ 「業務実施能力等（過去の業務実績等、支援体制（社外）」、「ワークライフバランスに関する取組」を除き、最低評価がある提案については、原則として採用しない。

カ 評価点について最上位の者が2者以上同点になった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。

表1 評価事項及び各評価項目の視点

評価項目 (配点)	評価項目の着眼点		A	B	C	D	E	配点	評価	評価点
業務実施 能力等 (25)	人員体制	業務を遂行するのに、類似の実績のある技術者の配置等が確保されているか	十分確保されている	—	概ね確保されている	—	確保が十分ではない	15		
	過去の業務実績等	業務を実施するにあたり、類似の実績があり、ノウハウを生かすことができるか	業務に適した類似実績がある	—	—	—	業務に適した類似実績がない	5		
	支援体制（社外）	業務に適した支援の内容と体制が組成されているか	業務に適した支援体制がある	—	—	—	業務に適した支援体制がない	5		
業務実施 方針等 (55)	現状分析と課題認識	当該地区の歴史や立地特性、過去のまちづくりの経緯等を理解し、課題認識が適切となっているか	大変優れている	優れている	妥当である	やや乏しい	乏しい	15		
	将来のまちづくり方針の方向性	地域特性や市の施策を理解し、実現性、創造性、表現力（わかりやすさ、印象度）のある内容となっているか	大変優れている	優れている	妥当である	やや満足に欠ける	満足に欠ける	40		
その他 (20)	取組意欲	企業、担当者の取組意欲があるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらでもない	意欲がやや感じられない	意欲が感じられない	10		
	理解度	業務内容を把握、理解しているか	特に優れている	優れている	どちらでもない	やや満足に欠ける	満足に欠ける	10		
ワークライ フバランス に関する取 組 (12)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	該当しているか	策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	—	—	—	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	2		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	該当しているか	策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	—	—	—	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	2		
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得次世代	該当しているか	取得している、又は認定されている	—	—	—	取得していない、又は認定されていない	2		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	該当しているか	認定されている	—	—	—	認定されていない	2		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している	該当しているか	達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	—	—	—	達成していない（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）	2		
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	該当しているか	認定若しくは認証を受けている。	—	—	—	認定若しくは認証を受けていない。	2		
							評価の合計	112		